

## 東日本復興CM方式の検証と今後の活用に向けた研究会 規約

(名称)

第1条 本会は「東日本復興CM方式の検証と今後の活用に向けた研究会」(以下、「研究会」という。)と称する。

(目的)

第2条 研究会は、独立行政法人都市再生機構(UR)が東日本大震災の復興市街地整備事業で導入した「復興CM方式」における事業実施体制等に対する評価や契約方式の検証等を通じ、大規模災害後の復興事業への適用可能性と通常の公共工事における新たな契約方式の可能性について検討することを目的とする。

(審議事項)

第3条 研究会は、「復興CM方式」に関して次の事項について評価・検証する。

- ①復興市街地整備事業を遂行するための仕組み(体制・手順・役割分担等)
- ②復興CM方式における契約上の仕組み
- ③新たな入札契約方式としての適用可能性
- ④その他

(構成)

第4条 研究会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

- 2 研究会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、研究会の議事を整理する。

(会議の運営等)

第5条 研究会は、委員の二分の一以上の出席をもって成立する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、研究会に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。
- 3 研究会は原則非公開とするものとする。
- 4 配付資料、議事要旨(以下「議事要旨等」)は、研究会の事務局においてホームページその他の方法により公開する。ただし、座長が非公開として取り扱うことが妥当と判断した議事要旨等については、一部非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 研究会の事務局は国土交通省土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室に置く。

- 2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この規約は、平成28年9月7日から施行する。